

平成21年1月に施行される長野県消費生活条例では、不当な取引行為の禁止を定め、52の具体的な不当な行為を施行規則に規定しました

## 県が定めた不当行為の例



### 公共機関の職員と誤解させる勧誘

「水道局の方から来ました」と言って、水道局職員であるかのように思わせ、浄水器等を購入させる行為



### 過去の取引情報を悪用した勧誘

顧客名簿を悪用し、「以前契約した資格講座は生涯契約なので、終了するには新たな契約が必要」とウソを言って、契約させる行為



### 適合性の原則に反する契約

年金しか収入のない高齢者に、高価な布団や着物を分割払いで契約させる行為


上記のような事例でトラブルに巻き込まれている方は、消費生活センターにご相談ください。  
(連絡先は裏面に記載してあります。)

**ご注意ください!**

## 身に覚えのない請求に、少額だからといって支払わないで! 被害がますます広がります

### 事例

身に覚えのない請求について、電話でしつこく督促されている。毎日威圧的な言い方で請求されるし、請求額も少額なので、「請求が止まるなら」と思い、支払いに応じたところ、新たな名目で多額の請求を次々と受けるようになった。

 少額でも支払いに応じってしまうと、相手に「騙しやすい人」と認識され、「カモリスト」に登録されますので、かえってしつこい請求を次々と受けることとなります。



悪質商法は、「お金」で解決できません。  
不当な請求には、毅然とした態度で臨むことが必要です。